

平成 27 年 1 月 8 日
環境立県推進課

本県の環境教育の基本的な考え方、推進のための施策等を取りまとめた「鳥取県環境教育等行動計画」（以下「行動計画」という。）を平成 26 年 11 月に策定した。

この行動計画は、平成 24 年の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正により、都道府県で作成する行動計画に掲げる事項が具体的に明記されたことから、平成 4 年に策定した鳥取県環境教育基本方針を見直したものである。

1 行動計画の位置付け

行動計画は、鳥取県環境基本計画（第 2 次計画：平成 23 年度～平成 32 年度）で定める環境教育・学習の推進のための計画と位置付け、鳥取県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進するものとする。

2 鳥取県環境教育基本方針（平成 4 年策定）からの見直し点

- 環境教育に関する基本的な考え方として、「環境保全のために求められる人間像」「環境教育が育むべき能力」を加えるとともに、学ぶべき事項等環境教育を進める共通の視点を具体的に示して明確化した。
- 環境教育の方向性として、本県の豊かな自然の恵みを生かしながら、環境教育・学習を推進し、鳥取県環境基本計画で定める将来の姿を目指すこととした。
- 学校等の役割について定めるとともに、教職員の指導力の向上、組織としての指導体制の充実の重要性を定めた。
- 再生可能エネルギーの取組や環境教育プログラムの整備など環境教育等の推進に向けた各種取組を具体的に提示した。

3 行動計画の概要

鳥取県環境教育等行動計画の概要		
<p>【目指す将来の姿】 地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。</p>		
<p>①行動計画の策定に当たって</p> <p>1 行動計画策定の背景</p> <p>(1) 環境教育等の必要性</p> <p>(2) 国の環境教育をめぐる動き</p> <p>(3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き</p> <p>2 行動計画の位置付け</p>	<p>③環境教育等の推進のための施策</p> <p>1 環境教育の方向性</p> <p>(1) 目指す将来の姿</p> <p>(2) 鳥取らしさを生かして</p> <p>2 各主体の役割と環境教育等推進のための施策</p> <p>(1) 県民・家庭</p> <p>(2) 学校等</p> <p>(3) 事業者</p> <p>(4) 民間団体等</p> <p>(5) 行政</p> <p>3 主体相互の連携と協働取組の方向</p>	<p>④環境教育等の推進に向けた県の取組</p> <p>1 人材の育成・活用</p> <p>2 プログラムの整備</p> <p>3 情報の提供</p> <p>4 環境学習の機会の提供</p> <p>5 情報の積極的公表</p> <p>6 国際的な視点での取組</p> <p>7 各主体間の協働取組</p> <p>8 行動計画の進行管理</p>
<p>②環境教育に関する基本的な考え方</p> <p>1 環境保全のために求められる人間像</p> <p>2 環境教育が育むべき能力</p> <p>3 環境教育の手法</p>		

4 策定経緯

時 期	内 容
平成 25 年 11 月 20 日 (水)	○第 1 回鳥取県環境教育等行動計画検討会 ^(注1) において行動計画 (原案) への意見聴取・検討
平成 26 年 3 月 17 日 (月)	○第 2 回鳥取県環境教育等行動計画検討会において行動計画 (素案) への意見聴取・検討
5 月～7 月	○鳥取県 P T A 協議会、環境関係の N P O 法人等への意見聴取
9 月 12 日 (金) ～10 月 3 日 (金)	○パブリックコメントの実施 ^(注2)
11 月	○行動計画の策定

(注 1) 鳥取県環境教育等行動計画検討会の概要

学校教育関係者等を構成員とし、行動計画の作成に関する検討を行うために設置。

[構成員]

- ・ 学校教育関係者 [4] …久松保育園、北栄小学校、赤碕小学校、米子南高等学校
- ・ 社会教育関係者 [3] …福部地区公民館、鳥取県連合婦人会、ホエホエ隊 (こどもエコクラブ)
- ・ 学識経験者 [2] …鳥取大学、鳥取環境大学
- ・ 民間団体、県民 [3] …鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、鳥取県環境推進企業協議会、
公募委員 (福田忠明氏)
- ・ 県 (事務局) [2] …生活環境部環境立県推進課、教育委員会小中学校課

(注 2) パブリックコメントの概要

①募集期間：平成 2 6 年 9 月 1 2 日 (金) ～ 1 0 月 3 日 (金)

②意見件数：7 件

鳥取県環境教育等行動計画

平成26年11月
鳥 取 県

目次

第1章 行動計画の策定に当たって	1
1 行動計画策定の背景	1
(1) 環境教育等の必要性	1
(2) 国の環境教育をめぐる動き	1
(3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き	2
2 行動計画の位置付け	3
第2章 環境教育に関する基本的な考え方	4
1 環境保全のために求められる人間像	4
2 環境教育が育むべき能力	4
3 環境教育の手法	5
第3章 環境教育等の推進のための施策	6
1 環境教育の方向性	6
(1) 目指す将来の姿	6
(2) 鳥取らしさを生かして	6
2 各主体の役割と環境教育等推進のための施策	7
(1) 県民・家庭	7
(2) 学校等	8
(3) 事業者	9
(4) 民間団体等	9
(5) 行政	10
3 主体相互の連携と協働取組の方向	11
第4章 環境教育等の推進に向けた県の取組	12
1 人材の育成・活用	12
2 プログラムの整備	13
3 情報の提供	14
4 環境学習の機会の提供	15
5 情報の積極的公表	17
6 国際的な視点での取組	17
7 各主体間の協働取組	17
8 行動計画の進行管理	17
資料	
1 県が実施している主な環境教育関連事業（平成26年度）	18
2 環境教育連携機関	22
3 県内の環境教育に利用できる施設	23
4 用語解説	28

第1章 行動計画の策定に当たって

1 行動計画策定の背景

(1) 環境教育等の必要性

私たち人間は、現在、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。私たちの遠い先祖たちの時代は、地球環境に負荷をかけるといっても、自然が再生してくれる能力の範囲内で生きてきましたが、その後は、化石燃料をはじめとした地球上の様々なものや資源を利用し続け、便利で豊かな生活を求めて、地球環境に負荷をかけ続けてきました。

この結果、私たちの活動がもたらす影響は、自然の再生する能力を超えた負荷となり、地球環境の悪化を引き起こし、翻って私たちの生活に影響を与える環境問題になってきました。

一方で私たちの住む鳥取県に目を移すと、「食のみやこ鳥取県」という言葉に代表されるように、清らかな水、清々しい空気、そして美しい自然環境に育まれた海の幸、山の幸が数多く生み出され、ごく普通に旬の食材をおいしくいただくことができ、豊かな自然の恵みを実感することができます。

そして私たちは、これら自然の恩恵を享受できる喜びを、子の世代、孫の世代まで末永く引き継ぎ、いつの時代でも豊かな自然であってほしいと感じています。

「自然環境の保全」と「健全な経済発展」の両面のバランスのとれた持続可能な社会をつくることは、現在地球で生きる私たち全ての人間に課せられた課題とされています。

今、私たちに求められているのは、人間も地球環境の一部であることを認識し、環境問題に関心を持ち、問題の本質を理解し、問題解決へ行動することであり、併せて、そういう行動のできる人を育てていくことであり、そのために環境教育の果たす役割は、ますます重要なものとなってきています。

私たちが目指す環境教育の先には、豊かな自然に包まれ、自然の恵みを享受し、限りある資源を大切に環境負荷の少ない自然とともに生きる私たちがいて、この自然とともに生きる生活こそ、持続可能な社会において私たちが大切にしたいことの一つなのです。

(2) 国の環境教育をめぐる動き

国における環境教育については、平成15年(2003年)に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(環境教育推進法)が制定され、平成16年(2004年)、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

また、平成14年(2002年)の国連総会において、日本の提案により、平成17年(2005年)から平成26年(2014年)までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」とすることが決議されたことを受けて、平成18年(2006年)に、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」が関係省庁連絡会議において策定されました(平成23年(2011年)に改訂)。持続可能な開発の

ための教育の「教育」については、学校教育を始め社会教育、文化活動、企業内研修、地域活動などあらゆる教育や学びの場を含んでおり、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識して行動することを目指しています。

平成23年(2011年)には、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、自然との共生の中で人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」といいます。)が制定されました。平成24年(2012年)には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」も改正され、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」といいます。)として閣議決定されています。

学校教育においては、平成18年(2006年)に、教育基本法が改正され、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと(第2条第4号)」が新たに規定されました。平成19年(2007年)年には、学校教育法が改正され、義務教育の目標として、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと(第21条第2号)」が新たに規定され、これらに則した「新学習指導要領」が平成23年(2011年)に小学校へ、平成24年(2012年)に中学校へ、平成25年(2013年)には高等学校へ導入されました。

(3) 鳥取県の環境教育をめぐる動き

本県においては、平成4年(1992年)に「鳥取県環境教育基本方針～やすらぎとうるおいのある快適な環境をめざして」(以下「県基本方針」といいます。)を策定し、各種の環境教育の取組を推進してきました。

平成8年(1996年)には「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、その第19条において環境教育及び環境学習の推進を規定し、この条例の基本理念にのっとり総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、平成24年(2012年)に「第2次鳥取県環境基本計画」及びその実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。「とっとり環境イニシアティブプラン」では、6つの目標を設定し、家庭から企業まで組織の規模・必要性に応じた取組を実施することができる鳥取県版環境管理システム(以下「TEAS」という。)の普及など、環境教育の推進を含むNPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開を重点施策と位置付けています。

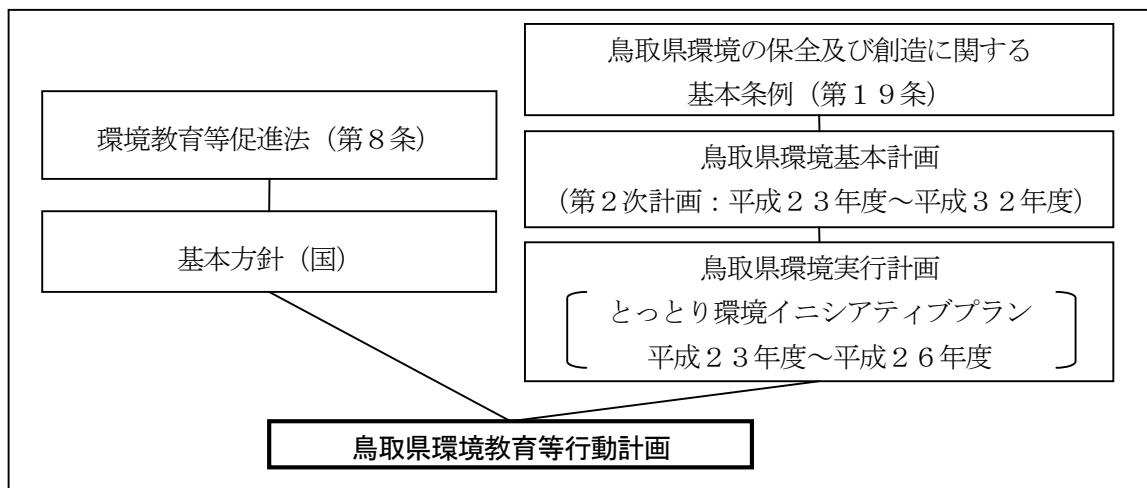
また、平成21年(2009年)には、鳥取県地球温暖化対策条例を制定し、その第6条において地球温暖化防止に関する教育・学習活動の支援について規定しました。

2 行動計画の位置付け

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災とこれに続く原子力発電所事故の後、私たちの生活は、節約、省エネ志向、自然との共生志向など、いわゆる生活全般を環境配慮型スタイルへシフトさせようという動きがさらに活発になり、人々の間に大きな価値観や意識の変化が生じてきています。

そのような状況の中、本計画は、環境教育の果たす役割がますます重要になっていること、国が環境教育等促進法や基本方針で新たな考え方や制度を示したこと等を踏まえ、県基本方針を見直し、新たに行動計画として策定するものです。

また、本計画を、環境教育等促進法第8条に基づく都道府県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画とし、鳥取県環境実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」の目指す将来の姿を実現するための行動計画と位置付けます。



【環境教育等促進法 (抜粋)】

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

【鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例 (抜粋)】

(環境教育及び環境学習の推進等)

第19条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動の意欲を高めるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 環境教育に関する基本的な考え方

1 環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては、例えば以下の要素が挙げられます。

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。また、こうした人は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきものです。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人
- ・他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人

2 環境教育が育むべき能力

環境保全のために求められる人間像は上記1に示したとおりですが、そうした人間に求められる能力としては、持続可能な社会づくりのための基礎的能力である「未来を創る力」を基盤とした「環境保全のための力」であり、これらを育むのが環境教育の役割だといえます。

環境保全のための力

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

未来を創る力

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題を発見・解決する力
- ・客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ・情報を活用する力
- ・計画を立てる力
- ・意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ・他者に共感する力
- ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・想像し、推論する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ・地域を創り、育てる力
- ・新しい価値を生み出す力 等

3 環境教育の手法

環境教育は、学校、職場、地域、家庭など様々な場で様々な内容で実施されていますが、環境教育を進める上での共通の視点として、以下のことを重視していきます。

- ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。
- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶこと。
- ・このような学びの中で、主体的な「気付き」を促し、そして行動に結びつけること。
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること。
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること。
- ・豊かな環境とその恵みがあればこそ、あらゆる生物の命が維持されていくという環境の大切さを学ぶこと。
- ・いのちの大切さを学ぶこと。

環境教育については、その目指すところや内容に加え、効果的な実施のための手法について研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下の考え方に基づき、環境教育に関する施策を実施していきます。

- ・環境教育の活動は、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」の各段階を通じて「具体的な行動」を促し、「問題解決に向けた成果」を目指すという一連の流れとして行われることが大切であること。
- ・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点を大切にすること。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意すること。



第3章 環境教育等の推進のための施策

1 環境教育の方向性

(1) 目指す将来の姿

鳥取県環境実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」では、「Ⅱ NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開」の中で、次のとおり、環境教育の実施による「目指す将来の姿」を掲げており、この実現に向け様々な施策に取り組んでいます。

- ・地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。
- ・NPOや地域・企業など、全ての主体が、連携・協働により県民運動的に環境配慮活動を実践しており、エコポイント制度の浸透や環境管理システムの普及などにより日常的な環境負荷低減に向けたライフスタイルへ転換しています。

また、豊かな自然環境を有する自然公園、地域固有の環境資源が保護・管理され、人と自然のふれあいの場として鳥取の環境を多くの方が親しみ、賢明な利用が進む中で、環境を大切にする気持ちが育まれるとともに、地域の活性化が図られています。

(2) 鳥取らしさを生かして

本県の面積は3,507km²で、全国47都道府県中41番目と小さな県ですが、地形・地質の博物館と呼ばれる変化に富んだ海岸地形の「山陰海岸ジオパーク」やそれに連なる「鳥取砂丘」、春の新緑、秋の紅葉、四季折々に美しいブナに彩られる「氷ノ山」や「大山」、豊かな自然が調和した景観を生み出している「三徳山」と断崖絶壁の窪みに建てられた国宝「投入堂」、ラムサール条約湿地に登録され水鳥の生息地として国際的に重要な地域である「中海」など、豊かな自然や変化に富んだ地形が多くあります。

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を、次の世代、さらにまた次の世代も楽しむことができるよう全国で30の国立公園が指定されていますが、この小さな鳥取県には、「大山隠岐」と「山陰海岸」の2つもの国立公園があり、自然の豊かさは誇るべきものです。平成26年3月には、地形や歴史的、文化的つながりから三徳山地域が「大山隠岐国立公園」に編入され、カシやシイなどの照葉樹林から、ブナやミズナラに代表される冷温帯の落葉樹林までの自然林が、人工林や田畑などで寸断されず連続して分布するという中国地方で三徳山を含めて2か所でしか見られない希少性の高さが評価されました。

本県では、私たちが住む宅地の割合が4.0%であるのに比べ、森林は73.7%とかなりの部分を占め、日々の生活の中で、自然の恩恵を受け、身近に自然に親しむことのできる環境にあります。農用地は10.0%を占め、私たちの食生活を支えてくれています。

森林、河川、海岸等での自然体験活動を始め、環境保全活動や清掃美化活動、廃棄物を出

さない資源の循環や4つのRの推進、「食のみやこ鳥取県」の素晴らしい食材と地産地消の取組や食育、「森のようちえん」や「森林セラピー」といった森林の癒しを活用したユニークな取組等、様々な観点から本県の豊かな自然の恵みを生かして環境教育を推進します。

また一方で、豊かな自然や変化に富んだ地形は、太陽光や風力といった様々な種類の再生可能エネルギーをもたらし、経済産業省が進める次世代エネルギーパークとして、平成25年9月に本県は「とっとり次世代エネルギーパーク」の認定を受けました。

「とっとり次世代エネルギーパーク」は、太陽光、風力、水力の発電所やバイオマス施設等35の施設で構成されており、メガソーラーを始めとして雪氷熱利用など他地域では見られない先導的な施設もあり、これらの施設を環境と調和したエネルギーのあり方を学習できる場として本県の環境教育に活用していきます。

2 各主体の役割と環境教育等推進のための施策

(1) 県民・家庭

【県民の役割】

県民一人ひとりが、日常生活とそれに起因する環境負荷について関心を持ち、自主的に日常生活の中で、資源を大切にして環境に配慮した行動を取り入れていくことが期待されます。

また、地域の一員として地域の環境の現状や問題について関心を持ち、地域や自治会等で行われる環境学習会や環境保全活動に関するイベントに積極的に参加するなど、地域に根ざした活動の輪を広げることにより、地域共通の活動テーマが生まれ、地域の活性化に繋がっていくことも期待されます。

【家庭の役割】

家庭においては、日々の暮らしと環境との関わりについて考え、省エネや節電、リサイクルなどに取り組むことで、環境負荷の軽減が期待できます。

また、家族の一人ひとりが豊かな自然の中での体験などを通じて、自然の恵みやいのちを大切に思う心を育むとともに、ものを大切にする心や環境に思いを巡らすことを生活習慣の中で身に付けることが重要です。

なお、本県では、環境管理の国際規格ISO14001と同じ「環境管理システム」として、独自にTEASを設けており、事業所等のほか家庭・地域においても認証を取得することが可能であり、家庭・地域での環境配慮活動を行うための仕組みとして導入を進めています。

【取組例】

- ・行政、NPO法人等や自治会、公民館等が実施している環境学習会や環境保全活動に関するイベントへの参加
- ・省エネ・省資源活動を意識した環境への負荷の少ない暮らしの実践
- ・公共交通機関や自転車などの利用による自家用車の使用抑制
- ・地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」の実践による生産や輸送に係る

エネルギーの節約及び地域活性化

- ・購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」の実践
- ・家庭向けのT E A SⅢ種取得の推進

(2) 学校等

【学校等の役割】

児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようになることが重要であり、保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等では、学習指導要領等に基づき、体験を重視した系統的、継続的な教育活動を通じ、発達段階に応じた環境教育を進めていくことが期待されます。

学校等における環境教育は、教育活動全体を通して取り組まれています。全教職員が共通理解し、教育課程の編成、実施の流れの中で、環境に関わる学習の機会や場を計画的に設けることを工夫することが重要です。

さらに、児童生徒が、その中から問題を見つけて解決していくことにより、自発性や行動力を養い、家庭や地域での生活に生かすことができるよう配慮する必要があります。

大学や大学院などの高等教育機関においては、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられており、高等教育機関や企業、NPO法人等が連携して、大学生等に対する環境教育に資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。

また、学校における環境教育の推進役として重要な役割を担う教職員は、環境教育推進の視点を意識して指導にあたることが大切で、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていくことが求められます。教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等への参加など、教職員の力量を高めるとともに、組織としての指導体制の充実を図るための取組が大切です。

なお、T E A Sでは、小・中学校、特別支援学校向けのⅢ種と高等学校向けのⅡ種を用意しており、段階に沿った規格で取り組むことができる制度としています。

【発達段階に応じたねらい】



出典：新学習指導要領準拠パンフレット 授業に活かす環境教育

【取組例】

- ・年齢や発達段階に応じた環境教育の実施
- ・体験を通じた環境学習の実施
- ・学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進
- ・森のようちえんなど自然に親しむ機会の充実
- ・環境教育に関わる教員の研修
- ・PTA、家庭や地域と連携した環境教育の推進
- ・学校教育の家庭、地域への波及
- ・鳥取県環境学術研究等振興事業による調査研究の支援
- ・TEASⅡ・Ⅲ種取得の推進

（３）事業者

【事業者の役割】

職場において職員一人ひとりが、環境負荷の低減に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に良いものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していく上での基盤となるため、職場での環境教育は重要なものとなります。

事業者は、ISO14001やTEAS等の環境マネジメントシステムの認証取得により、環境に配慮した事業活動を行うとともに、従業員への研修などにおいて計画的に環境教育を実施し、環境負荷の低減に大きく貢献するとともに、その組織の環境保全の取組を外部から見えやすくします。

また、事業活動を行うに当たっては、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供により、消費者の意識啓発を行う役割も期待されます。

さらに、地域においては、地域の一員として地域の環境の現状や問題について認識し、環境保全活動に参加するとともに、ものづくりやサービス提供等の現場の見学や、事業の経験に基づいて得られる環境情報の提供などにより、県民や学校、地域の環境教育を支援することも期待されています。

なお、TEASでは、組織の規模・必要性に応じて、規格を選択することができ、店舗・小規模事業所でも取り組みやすくしています。

【取組例】

- ・職場での環境教育の実施
- ・TEAS等の環境マネジメントシステムの導入・実施
- ・環境に配慮した製品・サービスの提供
- ・環境に配慮した工場の見学等の体験の機会の場の提供
- ・多様な主体と連携・協働した環境教育の実施

（４）民間団体等

【民間団体等の役割】

自治会、ボランティア団体、老人クラブ等の団体は、地域の環境の現状や問題について認識し、地域に密着した環境保全活動を実践するとともに、地域社会での環境教育において中心的役割を担っています。

NPO法人等の民間団体は、専門的な知識やノウハウ、行動力を活かして、環境保全活動、環境美化活動、緑化活動、リサイクル活動、環境教育活動などの幅広い活動を行っており、それぞれの専門性を活かした環境教育や環境保全活動を自ら展開していくだけではなく、学校、地域、企業、行政等との連携に関してパイプ役を担うことも期待されます。

これらの民間団体等は、これまでに積み重ねてきたノウハウやネットワークを活かして、他の主体の環境教育を支援し、各主体間の連携・協働をより一層推進することが期待されます。

また、環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、県民一人ひとりの意識を高めていくことや多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切です。

【取組例】

- ・地域における環境教育や環境保全活動の実施
- ・学校、地域、企業、行政等との連携・協働による環境教育の実施
- ・各主体間の連携・協働の調整役
- ・行政の環境施策に対する提言

(5) 行政

【行政の役割】

県や市町村等の行政は、地域の環境の現状や問題について把握し、地域の自然的社会的条件に応じた環境教育に関する施策を策定し、総合的、計画的に実施する役割を担います。

地域の実情に応じた情報の提供、学習機会の提供及び人材の育成等を行い、他の主体の環境教育や環境保全活動を支援していくことが求められます。併せて、県と各市町村、各教育委員会、高等教育機関及び環境保全活動団体等と連携を強化し、効果的な取組を図ります。

また、行政は自らも事業者であるという立場から、TEAS等の認証取得により、ごみの減量と分別及び庁舎や公共施設での省エネルギーの実践を行うとともに、再生可能エネルギーの率先的導入やモーダルシフトの推進など、自ら率先して環境に配慮した取組を進める必要があり、職員に対し環境についての研修などを実施することも求められます。

【取組例】

- ・環境教育に関する行動計画の策定及び推進
- ・環境保全活動等に関する情報の収集・提供
- ・環境配慮行動ができる人の育成
- ・環境教育の指導者、調整役（コーディネーター）の育成

3 主体相互の連携と協働取組の方向

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体で行うのには限界があります。このため、国民、民間団体、学校、事業者等、そして行政が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とも言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

・ 対等な立場と役割分担

協働取組を推進するに当たっては、参加する各主体は、市民社会の構成員として負っている役割に応じて、協力し合いながら社会経済を支えるパートナーとして対等な立場にある、という考え方が重要となります。そうした精神に基づいて、対等な立場を互いに確認しつつ、参加する主体がそれぞれ分担する役割にのっとった自主的取組を、各主体が相互に連携しながら行うことが必要です。

・ 相互理解と信頼醸成

環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的などは主体ごとに異なることがあり、効果的な協働取組は、それらを相互に理解し、尊重することが大前提となります。そのためには、参加主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要です。

また、相互理解を深め、議論し、合意形成していく過程で、時間をかけて醸成されていく信頼関係は強固なネットワークを築くための礎になるものです。

・ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用

異なる考え方を持つ各主体の間で相互理解を深め、合意形成して、ネットワークを形成していくに当たっては、主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。適切な協働相手が見つからない場合には、コーディネーターが連携先を見つけ出すことが重要です。

また、各主体から問題意識や意欲を引き出し、それらの内容を明らかにすることを助け、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）も、ネットワーク形成のためには重要です。

・ 情報公開と政策形成への参画

協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためには、行政を含めた各参加主体が、それぞれが有する情報を公開することが重要です。

また、行政を含めた協働取組を進め、行政が行う政策を効果的に実施するためにも、政策の実施段階のみならず、計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要です。さらに、行政が政策に関する情報を適切に公開していくことが求められます。

情報へのアクセス、政策決定への県民参画、という考え方も視野に入れつつ取り組むことが必要です。

第4章 環境教育等の推進に向けた県の取組

1 人材の育成・活用

環境教育の質を高めるには、地域社会において環境教育を担う人材の育成が必要であり、特に環境教育で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが有効です。

県では、環境教育を担う人材として、各主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）や各主体から問題意識や意欲を引き出し、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）の育成を支援します。

また、地域において、地球温暖化の現状や地球温暖化対策に関する知識を普及したり、地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地球温暖化防止活動推進員（エコサポーターズ）を育成するとともに、環境問題に関する知識や経験を有する者をとっとり環境教育・学習アドバイザーとして登録し、各種研修を通じて資質向上を図り、地域や学校で実施される環境教育学習会等の講師として紹介、派遣し、地域や学校での環境教育の推進に活用します。

さらに、鳥取環境大学においては、人と社会と自然との共生を実現していくため、環境問題の本質を理解し、自ら考え行動し、力強く生きる人間を育成するとともに、学生に開講している授業を一般の方へも公開したり、県民向け公開講座を開催するなど地域連携の取組を行います。



地球温暖化防止活動推進員養成講座



とっとり環境教育・学習アドバイザーによる環境教育学習会

2 プログラムの整備

効果的に環境教育を行うためには、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的なプログラムの整備を図る必要があり、プログラムは、地域の特性に応じて作成、改良、応用されることが重要です。

教職員の資質の向上や地域社会において環境教育を担う指導者の育成のための研修等の場では、プログラムについての情報を提供し、理解してもらうことで、これらのプログラムを有効に活用できる教職員や地域の指導者を育成していくことが大切です。

県では、小学生から一般の方を対象にした再生可能エネルギーの仕組みを学ぶ「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」や幼児向けには「ちびっ子エコスタート」、小学校高学年を対象に「エコ活ノート」（資源を大切に環境に配慮した生活についてまとめた冊子）を教材とした環境教育プログラムを作成しています。

・グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム

再生可能エネルギーや発電の仕組みを理解するための、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、体力発電、地球史、ゼロエネハウスの8プログラムの教材です。



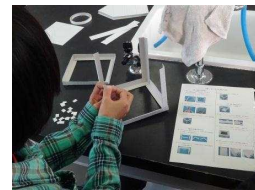
風力



水力



バイオマス



省エネハウス

・ちびっ子エコスタート

幼児期から環境を大切にする気持ちを育み、環境に配慮した行動のできる人を育成するため、幼稚園・保育所に『ちびエコアドバイザー』を派遣して、職員・保護者向け環境学習研修会や園児向け環境学習研修会（エコ劇場）を実施します。



職員・保護者向け環境学習研修会



園児向け環境学習研修会（エコ劇場）

・エコ活ノート出前教室

家庭で取り組んでほしい環境に配慮した活動（エコ活）をまとめた「エコ活ノート」を教材として活用し、小学校に講師を派遣して出前教室を実施します。

この取組は、「エコ活ノート」に基づくエコ活の実践とその後の振り返りを通じて、地球温暖化やエコ活に関する児童の理解を深めるとともに、家庭へのエコ活の浸透を図ることを目的としています。



エコ活ノート



出前教室

3 情報の提供

環境教育の取組を促進していく上では、環境に関する正確な情報を入手できる情報提供の体制を充実させていくことが必要です。

県では、ホームページを活用して環境教育に関する情報を提供します。

衛生環境研究所では、環境測定キットや環境図書の整備・貸出しを行うとともに、調査研究の結果や成果を公表し、環境教育に資する情報や啓発活動に役立つ教材の提供に努めます。

また、トリピーのエコブログでは、本県の環境政策のマスコットキャラクターのエコトリピーが県内の環境保全活動や環境教育施設等を紹介しています。



エコトリピー



トリピーのエコブログ

4 環境学習の機会の提供

環境活動推進のためのイベントの周知、こどもエコクラブを通じた環境教育の推進、小学校へのエコ活ノート出前教室やエコアイデアコンテスト、民間団体を通じた生ごみ堆肥化等の実践活動や市町村を通じた学校給食の残渣活用によるフードリサイクルの推進、愛鳥ポスターコンクールの実施、県内の環境教育に利用できる施設の紹介等様々な環境学習の機会を提供していきます。

自然体験活動の場としては、船上山少年自然の家や大山青年の家において、宿泊を伴う団体生活及び自然体験活動を通じて、人と自然の関わりについて学ぶことができます。氷ノ山自然ふれあい館響きの森では、幅広い世代を対象とした自然体験プログラムが用意されています。この他にも民間の自然体験活動団体により、世界ジオパーク認定を受けた山陰海岸をはじめとする県内の海岸、河川で、カヌー、シャワークライミング、ラフティングなどの体験活動ツアーが実施されています。

また、自然の中で子育て・保育を行う「森のようちえん」や森林の癒し効果により心と身体健康維持・増進につなげる「森林セラピー」などの取組も行われており、人と自然との関わりについて学んだり考える契機になっています。

さらに、経済産業省が進める次世代エネルギーパークとして認定を受けた「とっとり次世代エネルギーパーク」の中核施設である「とっとり自然環境館」をはじめ、エネルギーパークを構成する35施設を活用した環境教育の推進を図ります。

自然観察会やエコツーリズム等の自然体験やものづくりやサービス提供等の現場等の環境教育が実施される土地や建物を、体験の機会の場として県が認定する制度もあります。



こどもエコクラブパンフレット



エコアイデアコンテスト入賞作品展示

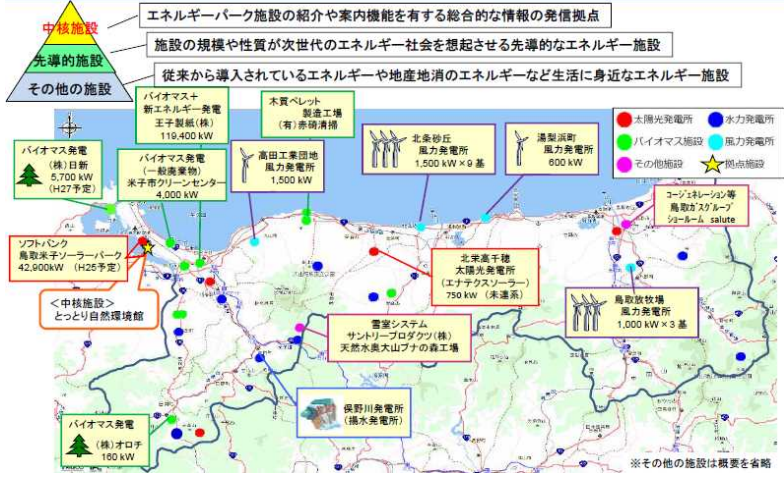


船上山の夏を楽しむ体験

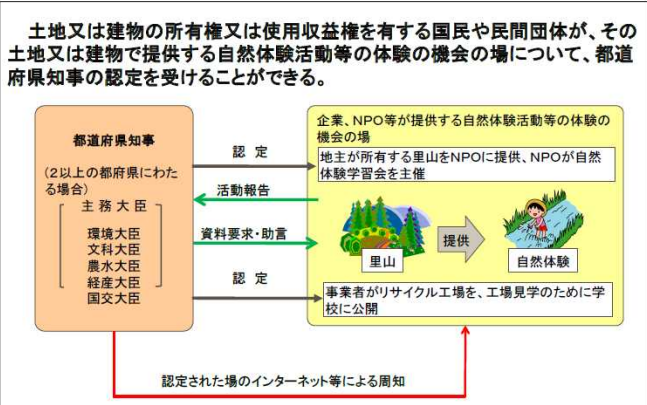


大山親子エンジョイスキー

とっとり次世代エネルギーパーク施設



とっとり次世代エネルギーパーク施設



体験の機会の場の認定制度の概要（環境省ホームページより）

場	対象	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般
家庭		・環境負荷の少ない暮らしの実践(マイバック、公共交通機関利用等) ・地域での環境学習会・イベント等への参加 ・TEAS取得(わが家のエコ録)					
学校等	行政と連携・協働	・ちびっ子エコスタート ・森のようちえん	・各教科 ・校内での環境保全活動 ・ナツヤスミ宿題ラリー ・エコ活ノート ・出前教室 ・エコアイデアコンテスト		・各教科 ・校内での環境保全活動	・講義・研究 ・サークル ・ボランティア ・インターンシップ	・大学の公開講座
		・こどもエコクラブによる環境保全活動 ・TEAS取得					
職場(事業者等)		・環境に配慮した製品・サービスの提供 ・環境に配慮した工場の見学等の体験の機会の場の提供 ・(所属職員に対する)環境教育・職員研修の実施					
地域(民間団体等)		・環境教育の実施(環境教育施設の利用、グリーンウェイブ体験型環境教育プログラムの活用等) ・地域における環境保全活動の実施 ・学校、地域、企業、行政等との連携・協働による環境教育の実施					

それぞれの場での環境教育

5 情報の積極的公表

県の環境の現状並びに環境保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策をとりまとめた鳥取県環境白書を、毎年度、県のホームページに公表します。

また、鳥取県地球温暖化対策条例では、鳥取県内の工場・事務所等において多量の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画の作成・提出を義務づけ、県のホームページに公表しています。

6 国際的な視点での取組

環境保全に自ら積極的に取り組むには、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要です。

県では、北東アジア地域と連携した環境保全を推進しており、江原道（大韓民国）、吉林省（中華人民共和国）、沿海地方（ロシア連邦）、中央県（モンゴル国）、鳥取県が連携し、北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会を組織し、共通する環境課題について情報交換などを行っています。平成25年度の会議では主題発表テーマが「自然に対する配慮した姿勢を作り上げる手段となる環境文化」であり、各地域の環境保全及び環境教育の現状について情報交換を行いました。

また、県衛生環境研究所及び韓国江原道保健環境研究所では、毎年鳥取県・江原道環境衛生学会にて、調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させています。

未来を担う青少年については、国際感覚を養い、豊かな人間性の形成を目指すため、環境、教育、文化の分野で、県と米国バーモンド州が交流を行っているほか、ユネスコスクールでは、環境教育を含む共通のテーマに基づき、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校との交流を通じ、情報や体験を分かち合っています。

7 各主体間の協働取組

県民、民間団体、事業者の自発的な取組が、環境の保全において大きな役割を果たすことを踏まえ、環境保全に関する施策その他の持続可能な社会づくりに関連する施策の策定や実施に当たっては、パブリックコメント、意見交換会等により環境保全に取り組む県民各界各層の意見を聴く機会を多く設け、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を一層進めるほか、政策に関する提案を積極的に受け付け、活用するなど、県民、民間団体、事業者との連携に留意します。

8 行動計画の進行管理

上位計画である鳥取県環境実行計画（とっとり環境イニシアティブプラン）の目標指標により、進行管理し、県のホームページに公表します。

また、各年度の環境教育に係る施策の実績評価については、鳥取県環境白書の中でとりまとめ、県のホームページに公表します。

資料

1 県が実施している主な環境教育関連事業（平成26年度）

(1) 人材の育成・活用

事業名	担当課	事業概要	対象
地球温暖化防止推進事業	環境立県推進課	地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う地球温暖化防止活動推進員（エコサポーターズ）を育成します。	一般
とっとり環境教育・学習アドバイザー制度	環境立県推進課	環境問題に関する知識や経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録し、地域や学校で実施される環境教育学習会等の講師として紹介します。	一般
とっとり森づくりサポーター制度	森林づくり推進課	森づくり活動の指導、助言等を行う専門的な知識や経験を有する「とっとり森づくりサポーター」を紹介します。	一般

(2) プログラムの整備

事業名	担当課	事業概要	対象
ちびっ子エコスタート事業	環境立県推進課	幼児期から環境を大切にすることを育み、環境に配慮した行動のできる人を育成するため、保育所・幼稚園へ講師を派遣して出前教室を実施します。	保育所、幼稚園
エコ活ノート出前教室事業	環境立県推進課	小学校高学年を対象に、家庭で取り組んでほしい環境に配慮した活動をまとめたエコ活ノートを教材として活用し、小学校へ講師を派遣して出前教室を実施します。	小学生（高学年）
グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム	環境立県推進課	再生可能エネルギーや発電の仕組みを理解するため、風力、太陽光、水力、体力、太陽熱、バイオマス、省エネハウスの8プログラムの活用を図ります。	小学生～一般

(3) 情報の提供／環境学習の機会の提供

事業名	担当課	事業概要	対象
こどもエコクラブの活動支援	環境立県推進課	子どもたちが広く環境に関心を持ち、地球にやさしい活動に自由に取り組む全国的なクラブである「こどもエコクラブ」の活動を支援します。	3歳から18歳まで
鳥取県エコアイデアコンテスト	環境立県推進課	県内小学生を対象に、廃物を利用したエコ工作やエコイラストのコンテストを開催します。	小学生
とっとり次世代エネルギーパーク事業	環境立県推進課	経済産業省が進める次世代エネルギーパークの認定を受けた県内の再生可能エネルギー施設を紹介します。	小学生～一般
みんなで取り組む「わが家のエコ録」推進事業	環境立県推進課	携帯電話やインターネットを通じて環境家計簿がつけられ、自宅の二酸化炭素排出量などが簡単に分かります。	一般
環境学習・活動支援事業	東部生活環境事務所、各総合事務所	出前教室により、小学校等の環境教育を支援します。	小学生、中学生
環境学習・活動支援事業	衛生環境研究所	施設見学や出前講座により、小中学校から大学等までの環境教育を支援するとともに、NPO法人等や自治会、公民館等が実施する環境学習や環境保全活動の支援を行います。	小学生～一般
野生動物のすみかコンクール	緑豊かな自然課	野生動物の巣箱作成を通じて、県内の児童・生徒の生物多様性に対する理解と関心を深めていくことを目的として、野生動物のすみかコンクールを開催します。	小学生、中学生
ナツヤスミ山陰海岸ジオパーク宿題ラリー	緑豊かな自然課	山陰海岸ジオパークの鳥取砂丘と浦富海岸周辺の優れた自然、地形、生物、特産物等に詳しい講師による夏休みの自由研究を作成する講座を開催します。	小学生、中学生
愛鳥ポスターコンクール	緑豊かな自然課	県内の小中高校生を対象に、野鳥や自然とのふれあいを深めていくことを目的として、愛鳥ポスターコンクールを開催します。	小学生、中学生、高校生
鳥取砂丘ガイドツアー	砂丘事務所	鳥取砂丘の魅力を満喫できるガイドツアーを開催します。	小学生～一般

事業名	担当課	事業概要	対象
みんなで調べる中海 流入河川調査	西部総合 事務所	中海に流入する河川流域の小・中学生が 気温、水温、川の水の汚れの程度など身 近な河川の調査を行います。	小学生、中学 生
湖沼環境モニター	西部総合 事務所	県民モニターが五感により中海の環境 を採点・評価する調査を行います。	小学生～一般
日野地域における環 境教育事業	日野振興 センター	日野地域の放課後子ども教室や夏休み 子ども教室で、自然体験等の環境教育を 実施します。	小学生
ふれあい集う森の発 見事業（森のいろは 塾）	林業試験 場	鳥取県立「21世紀の森」で、昆虫探検 等の体験講座を実施します。	小学生～一般
とっとり県民カレッ ジ事業	社会教育 課	主催講座「未来をひらく鳥取学」におい て、自然・環境の科目を設定し、総合的・ 体系的な学習機会を確保します。	一般
船上山少年自然の 家・主催事業	船上山少 年自然の 家	キャンプ、ハイキング、スキー、星座観 察など船上山の自然に親しむ事業を行 います。	小学生～一般
大山青年の家・主催 事業	大山青年 の家	キャンプ、ハイキング、スキー、星座観 察など大山の自然に親しむ事業を行 います。	小学生～一般
山陰海岸学習館・主 催事業	山陰海岸 学習館	砂や生物の野外観察会など山陰海岸の 自然に親しむ事業を行います。	小学生～一般
氷ノ山自然ふれあい 館響きの森・主催事 業	氷ノ山自 然ふれあ い館響き の森	登山、フィールドゲーム、スキーなど氷 ノ山の自然に親しむ事業を行います。	小学生～一般

(4) その他

事業名	担当課	事業概要	対象
鳥取県版環境管理システム（TEAS）普及事業	環境立県推進課	P (Plan 計画)、D (Do 実行)、C (Check 点検)、A (Action 見直し) サイクルにより、継続的に環境配慮活動に取り組む企業、学校等を一定の基準のもとに審査・登録する県の制度を推進します。	家庭、幼稚園、保育所、小中高校、企業
とっとりCO ₂ ダイエット作戦事業	環境立県推進課	スーパーマーケットなどの店舗の協賛により、協賛店舗で地球にやさしい買い物やサービス利用、環境配慮行動をした場合に、割引・特典等のサービスを受けられ、県民、企業、行政が一体となって、地球温暖化防止と循環型社会づくりに向けた機運の醸成を目指します。	一般
ノーレジ袋推進事業	環境立県推進課	環境にやさしいライフスタイルへの転換の第一歩となるレジ袋の削減を推進します。	一般
とっとり県民参加の森づくり推進事業	森林づくり推進課	県民の森林づくりへの参加を促す森林体験や森林環境教育活動などの企画について支援します。	集落、NPO、小中学校、森林組合等
とっとり共生の森支援事業	森林づくり推進課	企業やNPOなどの森林保全に向けた環境貢献活動を、鳥取県と市町村が支援する制度です。	企業、NPO等

2 環境教育連携機関

施設名	概要
<p>鳥取県地球温暖化防止活動推進センター</p> <p>(所在地) 鳥取市若葉台北 1-1-1 鳥取環境大学サスティナビリティ研究所内</p> <p>(電話) 0857-52-2700</p>	<p>地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策を推進する取組拠点として設置が定められた組織です。全国及び各都道府県に一か所を指定することとされており、本県では、NPO法人ECOフューチャーとっとり（エコフューチャーとっとり）を「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「県温暖化防止センター」といいます。）に指定しています。</p> <p>県温暖化防止センターでは地球温暖化防止活動の推進を図るため、広報や普及啓発、各種相談に関する支援を行っています。</p> <p>また、とっとり環境イニシアティブプランでは、県温暖化防止センターを中心として、各主体と連携・協働して、環境教育を推進することとしています。</p>
<p>公立大学法人 鳥取環境大学</p> <p>(所在地) 鳥取市若葉台北 1-1-1</p> <p>(電話) 0857-38-6700</p>	<p>鳥取環境大学は、「人と社会と自然との共生」の実現に貢献する有為な人材の育成と創造的な学術研究を行うことを基本理念として、平成13年4月に鳥取県と鳥取市が設置する公設民営方式の大学として開学し、平成24年4月からは、公立大学法人化されました。</p> <p>環境問題・環境教育の取組としては、全国高校生環境論文TUESカップの実施や出前授業、遠隔授業の実施、高等学校との連携による環境教育研修を行う一方、ISO14001を取得し環境管理活動を継続するとともに、鳥取県版環境管理システム（TEAS）の審査機関の役割を果たしています。</p>

3 県内の環境教育に利用できる施設

地区	施設名	施設案内	所在地 連絡先電話番号 [ファクシミリ]
東部	リファーレンいなば	ごみ処理に関する見学やリサイクルの体験学習ができます。	鳥取市伏野 2220 0857-59-1807 [0857-59-1826]
	鳥取市神谷清掃工場	県東部にある一般廃棄物の焼却施設です。	鳥取市西今在家 228 0857-53-2612
	鳥取市水道局江山浄水場	県東部にある浄水場施設です。(要予約)	鳥取市横枕 485-1 0857-53-7953
	秋里下水終末処理場	排水の流入から放流までの水の処理が見学できます。(要予約)	鳥取市秋里 903 0857-20-3311 [0857-20-3318]
	公益財団法人鳥取市環境事業公社	ごみの分別施設や発泡スチロールの中間処理施設の見学ができます(要予約)	鳥取市秋里 1031-2 0857-22-8585 [0857-21-1663]
	鳥取県立博物館	鳥取砂丘、大山、中国山地の生物等の展示のほか、環境学習の講師として学校、地域に学芸員を派遣しています。	鳥取市東町 2-124 0857-26-8042 [0857-26-8041]
	鳥取砂丘ジオパークセンター	鳥取砂丘の自然や動植物などの映像紹介、パネル展示、体験コーナーなどで、砂丘について深く知ることができます。	鳥取市福部町湯山 2164-661 0857-22-0021 [0857-27-9580]
	鳥取大学乾燥地研究中心	ミニ砂丘博物館の見学ができます。(土日、祝日のみ)	鳥取市浜坂 1390 0857-23-3411 [0857-29-6199]
	湖山池情報プラザ	湖山池の情報発信と自然をいかした各種体験が楽しめる湖山池学習の拠点施設です。	鳥取市高住 754-17 0857-31-2900 [0857-31-2900]
	とっとり賀露かっこ館	「見て」「ふれて」「体験できる」カニが主役の小さな水族館です。	鳥取市賀露町西 3-27-2 0857-38-9669 [0857-31-0199]
企業局東部事務所太陽光発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの太陽光発電施設です。	鳥取市古海 250 0857-21-4788 (鳥取県企業局東部事務所)	

地区	施設名	施設案内	所在地 連絡先電話番号 [ファクシミリ]
東部	東部事務所監視室(*)	とっとり次世代エネルギーパークの施設で、風力・水力発電等の監視室です。	鳥取市古海 250 0857-21-4788 (鳥取県企業局東部事務所)
	鳥取放牧場風力発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの風力発電施設です。	鳥取県鳥取市越路 776 0857-21-4788 (鳥取県企業局東部事務所)
	鳥取ガスグループショールーム Salute (サルーテ) (*)	とっとり次世代エネルギーパークの施設で、ガスコージェネレーション等の仕組みを見学できます。	鳥取市片原 5-503 0857-30-2020
	袋川発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	鳥取市国府町殿 56-1 0857-21-4788 (鳥取県企業局東部事務所)
	さじアストロパーク	星や宇宙に関する様々な展示、プラネタリウムがあります。	鳥取市佐治町高山 1071-1 0858-89-1011 [0858-88-0103]
	あおや郷土館	山陰海岸ジオパークに関する展示やジオツアー、鳴り砂体験ができます。	鳥取市青谷町青谷 2990-4 0857-85-2351 [0857-85-2351]
	渚交流館	山陰海岸の写真や岩石などの常設展示や体験学習会を開催しています。	岩美郡岩美町牧谷 690-20 0857-73-0118 [0857-73-0118]
	山陰海岸学習館	山陰海岸の地形・地質や植物の展示や学習ができます。	岩美郡岩美町牧谷 1794-4 0857-73-1445 [0857-73-1446]
	氷ノ山自然ふれあい館 響の森	氷ノ山の地形や地質、動植物に関する展示を見ることができます。	八頭郡若桜町つくよね 0858-82-1620 [0858-82-1612]
加地発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	八頭郡若桜町中原 1351-2 0857-21-4788 (鳥取県企業局東部事務所)	
中部	ほうきりサイクルセンター (クリーンランドほうき)	県中部にある一般廃棄物の処理施設です。	倉吉市巖城 1637-9 0858-26-9890 [0858-26-5862]
	南谷小水力発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	倉吉市関金町泰久寺 835-5

地区	施設名	施設案内	所在地 連絡先電話番号 [ファクシミリ]
中部	県立農業大学校再生 可能エネルギー設備 (*)	とっとり次世代エネルギーパーク のバイオマス熱等の施設です。	倉吉市関金町大鳥居 1238 0857-26-7879 (鳥取県環境立県推進課)
	鳥取県衛生環境研究 所	鳥取県の保健・環境分野の中核研究 施設です。環境図書の閲覧、貸出し も行っていきます。	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1 0858-35-5411 [0858-35-5413]
	天神浄化センター	県中部にある天神川流域の下水処 理施設です。(要予約)	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 1517 0858-35-4423 [0858-35-3644]
	湯梨浜町風力発電所 (*)	とっとり次世代エネルギーパーク の風力発電施設です。	東伯郡湯梨浜町大字泊 1379-1 (グラウンドゴルフのふる 里公園 潮風の丘とまり) 0858-35-5311 (湯梨浜町企画課)
	鳥取県立船上山少年 自然の家	船上山の自然の中で自然探求や野 外活動を行う拠点となる施設です。	東伯郡琴浦町山川 807-2 0858-55-7111 [0858-55-7119]
	船上山ダム発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパーク の水力発電施設です。	東伯郡琴浦町山川
	北栄高千穂太陽光発 電所(*)	とっとり次世代エネルギーパーク の太陽光発電施設です。	東伯郡北栄町西高尾 908-2 0858-36-3633 (株エナテクス)
	北条砂丘風力発電所 (*)	とっとり次世代エネルギーパーク の風力発電施設です。	東伯郡北栄町江北外 0858-36-5568 (北栄町地域整備課)
西部	米子水鳥公園	コハクチョウをはじめ、様々な水鳥 が観察できます。	米子市彦名新田 665 0859-24-6139 [0859-24-6140]
	米子市クリーンセン ター(*)	県西部にある一般廃棄物の処理施 設です。	米子市河崎 3280-1 0859-30-0270
	米子市水道局	車尾水源地深井戸等が見学できま す。(要予約)	米子市車尾 2-8-1 0859-37-2311 (米子市観光協会)
	内浜処理場	県西部にある下水処理施設です。 (要予約)	米子市安倍 300 0859-29-5004

地区	施設名	施設案内	所在地 連絡先電話番号 [ファクシミリ]
西部	とっとり自然環境館 (*)	鳥取県の豊かな自然、自然を生かした自然エネルギー活用や地域の自然保護活動を紹介しています。	米子市大崎字中海ノ一 3421-9 0859-21-8533 [0859-21-8534]
	ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク(*)	とっとり次世代エネルギーパークの太陽光発電施設です。	米子市大崎字中海ノ一 3421-9 0859-21-8533 [0859-21-8534]
	企業局西部事務所太陽光発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの太陽光発電施設です。	米子市八幡 165 0859-26-0017 (鳥取県企業局西部事務所)
	王子製紙(株)米子工場(*)	割りばしのリサイクル、新エネルギーの利用などを行っている製紙工場です。(要予約)	米子市吉岡 373 0859-27-3112 [0859-27-3434]
	西部総合事務所ペレットボイラー(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス熱施設です。	米子市糺町 1-160 0859-31-9656 (鳥取県西部総合事務所会計総務課)
	日新バイオマス発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス発電施設です。	境港市西工業団地 46-1
	日新第三工場木質バイオマスボイラー(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス熱施設です。	境港市西工業団地 70 0859-47-0303 (株日新)
	大山自然歴史館	大山に関する様々な展示があり、自然観察会も行われています。	西伯郡大山町大山 43 0859-52-2327
	鳥取県立大山青年の家	大山の自然の中で自然探求や野外活動を行う拠点となる施設です。	西伯郡大山町赤松明間原 312 0859-53-8030 [0859-53-8265]
	高田工業団地風力発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの風力発電施設です。	西伯郡大山町高田 1189-2 0859-54-5202 (大山町企画情報課)
	赤碕清掃木材リサイクルセンター(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス熱施設です。	西伯郡大山町石井垣 332-1 0858-58-3211
	大山町役場中山支所ペレットボイラー(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス熱施設です。	西伯郡大山町赤坂 66 0858-58-6111 (大山町中山支所総合窓口課)

地区	施設名	施設案内	所在地 連絡先電話番号 [ファクシミリ]
西部	賀祥発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	西伯郡南部町下中谷 0859-26-0017 (鳥取県企業局西部事務所)
	南部町木質ペレット 焚吸収冷温水器(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス熱施設です。	西伯郡南部町法勝寺 377-1 0859-66-3113 (南部町企画政策課)
	協同組合レングス(木 質ボイラー)(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス熱施設です。	西伯郡南部町法勝寺 70 0859-39-6888
	リサイクルプラザ	県西部にある不燃ごみの処理施設です。	西伯郡伯耆町口別所 630 0859-68-4071 [0859-68-4584]
	ミヨシ産業伯耆町メ ガソーラー発電所 (*)	とっとり次世代エネルギーパークの太陽光発電施設です。	西伯郡伯耆町上野 7610-10 他 0859-34-3111 (株ミヨシ産業)
	新幡郷発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	西伯郡伯耆町金廻 5-1 0859-26-0017 (鳥取県企業局西部事務所)
	日南町石見東太陽光 発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの太陽光発電施設です。	日野郡日南町神戸上 2473-3 0859-82-1115 (日南町企画課)
	日南町新石見小水力 発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	日野郡日南町三吉 361-6 0859-82-1115 (日南町企画課)
	日南町新日野上小水 力発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	日野郡日南町河上 797-3 0859-82-1121 (J A 鳥取西部日南支所)
	(株) オロチ(木質バイ オマス発電)(*)	とっとり次世代エネルギーパークのバイオマス発電施設です。	日野郡日南町下石見 1829-103 0859-83-6123
	俣野川発電所ご案内 ホール(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	日野郡江府町武庫 1990-1 0859-75-3141
	下蚊屋ダム発電所(*)	とっとり次世代エネルギーパークの水力発電施設です。	日野郡江府町助澤 483-32
	サントリー天然水奥 大山ブナの森工場(*)	豊かな自然を壊さないよう、水を育む森や環境を大切にしていく自然共生型の工場です。(要予約)	日野郡江府町大字御机字笠 良原 1177 0859-75-6114

(*) : とっとり次世代エネルギーパーク

4 用語解説（五十音順）

■環境教育

環境教育等促進法では、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習と定義しています。

県民一人ひとりが、環境への責任ある行動をとることができるようになるために、環境や環境問題に関心をもち知識を得て、資源を大切にして環境へ配慮した行動ができるような技能や思考力、判断力を身に付けることです。

また、「環境教育」と「環境学習」という言葉については次のとおりとします。

環境を学ぶことに関して、一般的に「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、それぞれの定義について統一的な見解が定まっているものではありません。

とっとり環境イニシアティブプランでは、「環境教育・学習」という表現を用いますが、今回作成する行動計画では、環境教育等促進法の上記の定義を踏まえ、基本的に「環境教育」という表現を用いることとし、適宜「環境学習」という表現を用います。

■環境保全活動

環境教育等促進法では、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）を主たる目的として自発的に行われる活動と定義しています。

■環境保全の意欲の増進

環境教育等促進法では、環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものと定義しています。

■環境マネジメントシステム（EMS）

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）とといいます。（環境省ホームページより引用）

EMSは環境配慮活動について、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）を用いて行っていく一連の仕組みです。

ISO14001は、EMSの国際規格であり、TEASは鳥取県独自のEMSの規格です。

■協働取組

環境教育等促進法では、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組と定義しています。

各主体が、同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くことです。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際、購入の必要性を十分に考慮し、品質、価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

グリーン購入が普及すれば、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境に配慮した方向に変えていくことが期待できます。

■再生可能エネルギー

現在日本の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は、限りがあるエネルギー資源ですが、これに対し太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーで、「再生可能エネルギー」といわれています。

発電の際に、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素CO₂など）をほとんど出しません。

■持続可能な社会

環境教育等促進法では、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済発展を図りながら持続的に発展することができる社会と定義しています。

地球の資源は有限であり、私たちの活動から生じる環境への負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図りながら地球生態系を維持できるような、環境、経済、人間の間のバランスがとれた社会です。

■持続可能な開発のための教育

持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動をしていくことが必要であり、そのための教育のことです。

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の英語表記の頭文字を取って、「ESD（イー・エス・ディー）」と呼ばれています。

平成14年（2002年）の国連総会において、日本の提案により、平成17年（2005年）から平成26年（2014年）までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とすることが決議されました。

「持続可能な開発」を進めていくために、あらゆる領域から、学校教育、学校外教育を問わず、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、

教育・啓発活動を推進する必要がある、この教育の範囲とは、環境、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権教育、国際理解教育、貧困撲滅、識字、エイズ、紛争防止教育など多岐にわたるものです。

■とっとり環境イニシアティブプラン

第2次鳥取県環境基本計画（計画期間：平成23年度～平成32年の10年間）において具体的に推進する施策について、当面、重点的に取り組むべき6つの目標を抽出し、平成23年度から平成26年度までの目標と目標を達成するための施策をまとめた環境実行計画です。



■メガソーラー

出力1メガワット(1,000キロワット)以上の大規模な太陽光発電のことをいいます。

県内では、国内最大級のメガソーラー「ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク」（出力規模：約42.9メガワット、太陽電池パネル：約179,000枚）が、平成26年（2014）年2月に本格稼働しました。

■ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示された「正義・自由・平和のための教育」、「国際平和と人類の共通の福祉」などの理想の実践としてユネスコに承認された既存の学校のことです。世界180以上の国・地域で9,900以上の学校が指定されている中、我が国では平成26年4月時点で幼稚園、小学校・中学校、高等学校、大学など705校が、県内でも3校がユネスコスクールとして承認されています。

我が国では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けています。ユネスコスクールでは、ESDの研究・実践に取り組み、その成果を積極的に発信することを通じてESDの理念の普及を進めています。そのために、ESDを通じて育てたい資質や能力を明確にし、総合的な学習の時間を中心とした教科横断的な学習計画を立てるなどの取組を行っています。

■4つのR

リフューズ (Refuse 不要な物を断る)、リデュース (Reduce ごみを減らす)、リユース (Reuse 繰り返し使う)、リサイクル (Recycle 再生利用する) のことで、4つの単語の頭文字をとって「4つのR」といいます。

本県では、「みんなで進める廃棄物を出さない持続可能な社会の実現」に向けて、4つのRの定着と実践に取り組んでいます。

- ・Refuse (リフューズ; 断る) 要らないものは断り、ごみを発生させない

取組例: 買い物する時は、マイバッグを持参し、レジ袋を断る。

できるだけ簡易包装のものを選び、過剰包装を断る。

- ・Reduce (リデュース; ごみを減らす) ごみにならないように工夫して減らす

取組例: 食べ残しを出さないため、作り過ぎないようにする。

詰め替え商品を選ぶ。

- ・Reuse (リユース; 再使用する) 繰り返し使う、修理・修繕して使う

取組例: リターナブル容器を選ぶ。

リサイクルショップやフリーマーケットを有効に利用する。

イベント時、使い捨て容器に代えて、洗って繰り返し使えるリユース食器を利用する。

- ・Recycle (リサイクル; 再生利用する) もう一度資源として使う

取組例: ゴミはきちんと分別し、リサイクルに回す。

リサイクル商品を選ぶ。